

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	北見市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北見市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道北見市長

公表日

令和2年2月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課、収納、滞納管理、給付管理等を行う。</p> <p>国民健康保険に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。</p> <p>(1)被保険者の資格に関すること。 (2)保険料の調査決定に関すること。 (3)滞納者に関すること。 (4)給付に関すること。 (5)保健事業に関すること。 (6)オンライン資格確認に関すること。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、滞納管理システム、健康管理システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、収納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、窓口支援システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル、滞納管理ファイル、健康管理ファイル、国保共電ファイル、収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項並びに北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の4の項及び別表第2の3の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。） ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 <p><情報照会の根拠> 別表第2の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、109、119の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書課

明令	北見市北2条東2丁目 0157-25-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
H27.10.30	I-4-② 法令上の根拠	<情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項	<情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、5、12、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、109の項	事前	
H27.12.28	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の30の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の30の項 ・番号法第9条第2項並びに北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の4の項及び別表第2の3の項	事前	
H28.10.21	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、滞納管理システム、健康管理システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、収納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	国民健康保険システム、滞納管理システム、健康管理システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、収納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、窓口支援システム	事前	
H28.12.30	I-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の30の項 ・番号法第9条第2項並びに北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項及び別表第2の3の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項並びに北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の4の項及び別表第2の3の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
H28.12.30	I-4-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第2</p> <p><情報照会の根拠> 別表第2の42、43、44、45の項</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、5、12、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、109の項</p>	<p>・番号法第19条第7号及び別表第2</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</p> <p><情報照会の根拠> 別表第2の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、109、119の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3</p>	事前	
H29.4.14	I-1-③システムの名称	<p>国民健康保険システム、滞納管理システム、健康管理システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、収納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、窓口支援システム</p>	<p>国民健康保険システム、滞納管理システム、健康管理システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、収納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、窓口支援システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム</p>	事前	
H31.1.4	I-5-②所属長の役職名	国保医療課長 佐野 智浩	国保医療課長	事後	
H31.1.4	IV リスク対策		新規項目	事後	
H31.2.8	基礎項目評価書全体		新様式への変更	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R2.1.6	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課、収納、滞納管理、給付管理等を行う。</p> <p>国民健康保険に関する事務では、特定個人情報等を次の業務で使用する。</p> <p>(1)被保険者の資格に関すること。 (2)保険料の調査決定に関すること。 (3)滞納者に関すること。 (4)給付に関すること。 (5)保健事業に関すること。</p>	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課、収納、滞納管理、給付管理等を行う。</p> <p>国民健康保険に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。</p> <p>(1)被保険者の資格に関すること。 (2)保険料の調査決定に関すること。 (3)滞納者に関すること。 (4)給付に関すること。 (5)保健事業に関すること。 (6)オンライン資格確認に関すること。</p>	事前	
R2.1.6	I-1-③システムの名称	<p>国民健康保険システム、滞納管理システム、健康管理システム、国保共電システム、国保保険者WEBシステム、収納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、窓口支援システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項並びに北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の4の項及び別表第2の3の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R2.1.6	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項並びに北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の4の項及び別表第2の3の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項並びに北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の4の項及び別表第2の3の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事前	
R2.1.6	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) <p><情報照会の根拠> 別表第2の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、109、119の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 <p><情報照会の根拠> 別表第2の42、43、44、45の項 主務省令第25条、第25条の2、第26条</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、109、119の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3</p>	事前	